所得税法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年七月一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百五十四号

所得税法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号）附則第一条第五号の規定に基づき、この政令を制定する。

所得税法等の一部を改正する法律附則第一条第五号に掲げる規定の施行期日は、平成二十九年一月一日とする。

総務大臣　山本　早苗

財務大臣　麻生　太郎

内閣総理大臣　安倍　晋三